

駐 車 場 申 込 書 (法人用)

申込日	年	月	日	物件名			
物件No.	No.			所在地			
賃料	円	敷金	円	仲介手数料		円	
契約開始日	年	月	日	入庫日	年	月	日
契約車両	メーカー名		車種		車両登録番号		
	フリガナ				業種		
	会社名						
契 約 者	本 社 所 在 地				TEL		
	フリガナ				フリガナ		
	支 店 名				担当者名		
	支 店 所 在 地				TEL		
	担当者 TEL		担当者 FAX		担当者 E-mail		
使 用 者	フリガナ (才)		住 所				
	氏名						
	自宅 TEL		携帯 TEL		E-mail		
連 帯 保 証 人	フリガナ		生年月日		年 月 日 生		自宅TEL
	氏名		住所				
	勤務先名		勤続年数	年	年収	万円	申込人との関係

【記入要領と注意】

- ※本申込書提出後でも貸主からお断りする場合があります。
- ※本申込書は結果の可否にかかわらずご返却致しません。
- ※本申込書記載内容に重大な不正、または誤りがある場合はご契約できません。
- ※契約時に契約者、使用者の免許証のコピーをご提出ください。

株式会社 ミタ力産業

〒730-0015 広島市中区橋本町6番14号

TEL082-227-9292 ・ FAX082-227-9393

【お申込についてのご承諾事項及びご記入要綱】

- 本申込提出後、書類審査の結果、お断りする場合、その理由につきましては一切申し上げることは出来ませんのでご了承ください。
- 本申込書は結果の可否にかかわらずご返却いたしません。
- 本申込書記載内容に重大な不正、または誤りがある場合はご契約できません。
- 建築中または空き予定の物件については天候その他の都合で多少入居の遅れることがあります。あらかじめご了承ください。
- 手付金ご入金後は、お客様のご都合でキャンセルされた場合は手付け流れになります。(返却はできません)
- 連帯保証人様には、保証人の承諾確認のお電話を差し上げますので、その旨連帯保証人様に予めご連絡ください。
- 契約締結の際、ご契約者は住民票又は運転免許証の写し・連帯保証人は印鑑証明が各1部必要です。
(連帯保証人のみ、契約書には印鑑証明と同じ印鑑で捺印)

契約者

- 原則として、成年の有職者の方。
- 入居者が学生の場合や年金の受給が主な収入の方・・・契約者は入居者の親族で有職者の方。
- 有職者の未成年の場合・・・親族で有職者の方が連帯債務者。
- 自営業の方は保証会社加入をお願いする場合があります。
(自営業以外の方も保証会社へ加入いただく場合があります)
- 契約時運転免許証及び身分証明書のコピーを提出願います。

連帯保証人

- 原則として、契約者と生計を別にする親族で有職者の方。
- 職業が自営業の方・・・契約者と生計を別にする親族で有職者の方1名+保証会社への加入をお願いする場合があります。
- 連帯保証人様は契約書に実印を押捺し、印鑑証明書一通提出願います。

※申込書をご提出される際は身分証明書(免許証・パスポートなどのコピー)も一緒にご提出ください。

【個人情報の取り扱いについて】

当社は、個人情報を以下の目的で利用させていただきます。

- 1 不動産の売買契約又は賃貸借契約の相手方を探索すること、売買、賃貸借、仲介、管理等に関する契約(連帯保証契約を含む)を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること
- 2 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理等に関する情報を提供すること
- 3 1, 2の目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方及び売買・賃貸借希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・広告会社、融資に関わる金融機関、登記等に関わる司法書士その他専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること

なお、契約の相手方探索のために指定流通機構に対して物件情報を提供する場合及び指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。

- (1) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知いたします。
- (2) 指定流通機構は、物件情報及び成約情報(成約情報は、売主様・買主様・貸主様・借主様の氏名を含まず、物件の概要・契約年月日、成約価格等の情報で構成されています)を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供することなどの宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用致します。

- ① 提供される情報は、物件情報、成約情報その他必要な項目です。
- ② 提供は書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。
- ③ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止いたします。

※ 専属専任媒介契約、専任媒介契約が締結された場合には、宅地建物取引業法に基づき、指定流通機構への登録及び成約情報の通知が宅地建物取引業者に義務付けられます。

- 4 上記1及び2の役務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること
- 5 お客様からのお問い合わせに応じるため及び4の目的を達成するために必要に応じて保管すること
- 6 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として及びその資料として保管すること
- 7 不動産の売買、賃貸借等に関する価格査定を行うこと

なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、宅地建物取引業法第34条の2第2項に規定する「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。

- ① 提供される情報は、売主様・買主様・借主様の氏名を含まず、成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格などの項目です。
- ② 提供は、書面、電子メール等の手段で行います。
- ③ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止いたします。

- 8 市場動向分析を行うこと